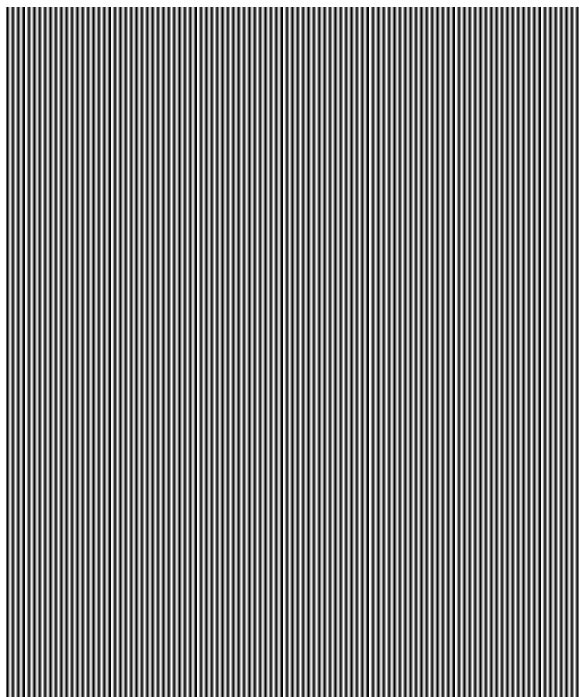




**市立保育園
民営化
Q & A 集**

子ども家庭部保育課
平成 30 年 2 月

目 次

【民営化の理由・効果・対象園・スケジュール等】	1
Q1. 市立保育園を民営化するのはなぜですか。	1
Q2. 民営化するとどのような効果があるのですか。	1
Q3. 何園の市立保育園を民営化するのですか。また、対象園はどのような基準で決めたのですか。	1
Q4. これまでの民営化の経過、および今後の予定について教えてください。	2
Q5. 「立川市立保育園民営化ガイドライン」ではどのようなことが定められていますか。	2
Q6. 民営化する場合の通常のスケジュールを教えてください。	2
【民営化によって変わること・変わらないこと】	3
Q7. 民営化するとどのような事業者が保育園を運営することになるのですか。	3
Q8. 民営化後も認可保育園であることには変わりはないですか。保育園の名称もそのままですか。	3
Q9. 民営化しても保育の質は確保されるのですか。	3
Q10. 市立保育園の保育方針等は引き継がれるのですか。	3
Q11. 保育料は変わるのですか。園服や体操着など新たな負担はありますか。	3
Q12. 入園・継続の申請手続きはどうなりますか。	4
Q13. 縦割り保育などのクラス編成や各クラスの児童数は変わりませんか。	4
Q14. 現在市立保育園で実施している行事等は継続されるのですか。	4
Q15. 給食は自園での調理で変わりませんか。給食やおやつ食材・質・量についてはどうなりますか。	4
Q16. アレルギーのある子どもの給食については、対応に変わりはありますか。	4
Q17. 通常保育、延長保育の時間設定に変更はありませんか。	4
【職員の配置・体制等】	5
Q18. 保育士の配置人数は変わりませんか。園児の定員が増えた場合は、保育士も増員されるのですか。	5
Q19. 保育士の年齢や経験年数はどの程度になるのですか。園長は経験豊かな職員が配置されますか。	5
Q20. 市立保育園と同様、保育士のほかに、看護師や栄養士など専門の資格を持つ職員は配置されますか。	5
Q21. 障害のある子どもの受け入れとそれに対する職員体制はどのようになりますか。	5
Q22. 運営事業者の職員研修についてはどのように実施されるのですか。	6
Q23. 民営化した市立保育園の職員はどうなるのですか。	6

【民営化による影響や不安への対応】 6

- Q24. 民営化する場合の子どもたちへの影響や保護者の不安に対して、どのような対応策を考えていますか。.. 6
- Q25. 「引き継ぎ保育」や「合同保育」の実施期間や実施内容、体制等について教えてください。 6
- Q26. 「三者懇談会」はどのくらいの頻度で開催し、どのような内容の話し合いを行うのですか。 7
- Q27. 引継ぎ保育期間中の子どもたちのようすなどを、これまでの事例を基に教えてください。 7

【事業者の選考、運営状況等の確認】 7

- Q28. 運営事業者の選考方法を具体的に教えてください。 7
- Q29. 事業者選考委員会の所掌事項や委員の構成について教えてください。 8
- Q30. 事業者選考の審査基準等は、どのようになっているのですか。 8
- Q31. 民営化後の事業者の運営状況については、どのように確認し、指導していくのですか。 8
- Q32. 運営事業者については、一定の期間を経過すると改めて事業者選考を行うのですか。 8

【園舎の改築、移転】 9

- Q33. 民営化移行後に園舎を改築することですが、いつごろ行われるのですか。 9
- Q34. 園舎改築時には仮設園舎に移ることになると思いますが、仮設園舎はどこに建てられるのですか。 9
- Q35. 新園舎になると定員は増えるのですか。 9
- Q36. 改築をし、定員が増えると保育室等の1人あたりの面積が狭くなってしまうのですか。 9
- Q37. 移転の際に家庭保育をしなければならない期間が生じますか。 9

【民営化の理由・効果・対象園・スケジュール等】

Q 1. 市立保育園を民営化するのはなぜですか。

少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出や就労形態の多様化などにより、立川市でも年々保育需要が高まり、待機児童が発生しているとともに、保育に対するニーズも非常に多様化していることから、施設整備による受入枠の拡大や延長保育・産休明け保育の拡充など、保育サービスの充実が求められている状況です。

一方、保育園の運営経費については、保護者の皆様から徴収させていただく利用者負担額（保育料）のほか、国や都、市の負担金が財源になっており、従来、国や都の負担金は市立保育園、私立保育園の区別なく同一の割合で負担されていましたが、平成 16 年の国の三位一体改革により、市立保育園に対する負担金については一部の都負担金を除き全面的に廃止され、その分を市が一般財源により負担せざるを得なくなりました。

このように国や都の負担金が廃止される一方で、社会保障関係の必要経費が年々増えるなど市の財政状況も非常に厳しくなっていたことから、一部の市立保育園を民営化し、それによって生まれる財源を施設整備や保育サービスの充実に活用して、保護者の皆様のニーズに応えようとしたものです。

また、市立保育園の園舎は老朽化が進んでいるため、改築や大規模な改修を行い、より良い環境で子どもたちの保育を行いたいところですが、施設整備についても市立保育園の場合はほぼ全額を市が負担せざるを得ないのに対し、私立保育園であれば国や都から一定の補助金が出るため、改築や改修を進めやすいという事情なども民営化を進めるに至った理由です。

Q 2. 民営化するとどのような効果があるのですか。

Q 1 の回答のとおり、民営化で生じた財源により、待機児童解消のための施設整備や様々な子育て支援事業の充実を図ることができます。

これまでも認可保育園等の新設や増改築、延長保育や産休明け保育、一時預かり保育等の充実が図れたほか、定期利用保育や育休明け入園予約制度等も開始することができました。今後も休日保育や年末保育、夜間保育の実施、病児・病後児保育や障害児保育の充実など、特別保育の拡充はもとより、アレルギーのある子どもへの対応や途切れすき間のない子ども支援体制の構築など、地域におけるきめ細かな子育て支援の拡充を進めていくことができると考えています。

また、民営化事業では民営化後の一定期間内に園舎の改築または改修を行っていただくことになっているため、子どもたちをより安全・安心で衛生的な環境の中で保育を行うことができるようになるほか、改築の際に床面積を広げて定員を増やすことにより、待機児童の解消も図ることができると考えています。

Q 3. 何園の市立保育園を民営化するのですか。また、対象園はどのような基準で決めたのですか。

立川市の市立保育園は、民営化の検討を始めた平成 19 年度の時点で 11 園ありましたが、この 11 園について、待機児童の状況や受入枠拡大の可能性、建物の老朽度などを総合的に評価して 5 園を選定し、「立川市立保育園民営化ガイドライン」に基づいて、段階的に民営化を進めることとしました。

また、民営化対象園の選定にあたっては、前述の待機児童の状況などに加え、市内を 6 つの地域

に分け、各地域に市立保育園が1園ずつ残るように配慮したほか、各地域の保育園における一時預かり保育等の実施状況も考慮して選定し、結果として西砂保育園(西砂町)、見影橋保育園(砂川町)、江の島保育園(栄町)、栄保育園(栄町)、柴崎保育園(柴崎町)の5園を民営化することに決定しました。

Q 4. これまでの民営化の経過、および今後の予定について教えてください。

平成20年3月に市立保育園11園のうち5園を民営化することとし、1園目として西砂保育園、2園目として見影橋保育園を民営化することに決定しました。

西砂保育園については21年10月～22年1月の期間で事業者選考を行い、6か月間の引継ぎ保育期間を経て23年4月に民営化したほか、見影橋保育園についても同じような手順で26年4月に民営化しました。

また、25年5月には西砂保育園の民営化の検証結果なども加味して残る3園の選定を行い、江の島保育園と栄保育園、柴崎保育園の民営化を決定しました。そして、28年4月に江の島保育園を民営化し、今後30年4月に栄保育園、32年4月に柴崎保育園を民営化する予定です。

Q 5. 「立川市立保育園民営化ガイドライン」ではどのようなことが定められていますか。

民営化ガイドラインは市立保育園の民営化を進めるにあたり、市民や事業者に一定の基準を示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的として作成したものです。

具体的には民営化の設置・運営主体や事業者選定のほか、民営化に際しての職員配置や保育内容など市が指定する条件、移行のための準備期間、運営事業者決定後や民営化後の保護者・事業者・市の三者による話し合いのことなどについての基準を定めており、この内容に沿って民営化を進めています。

Q 6. 民営化する場合の通常のスケジュールを教えてください。

民営化の対象となった市立保育園については、保護者の皆様を対象とした民営化説明会を開催した後、事業者選考委員会を設置して運営事業者を選定し、その後「引継ぎ保育」を実施して民営化します。民営化後も一定期間「合同保育」を実施した後、完全に事業者のみの運営に移行します。

こうした民営化のスケジュールについて、平成30年4月の民営化に向けて準備している栄保育園を例にしてご説明すると、民営化が決定した25年5月以降、保護者向けの民営化説明会を数回開催し、28年4月～12月の期間で事業者の公募・選考を行い、運営事業者を決定しました。その後29年1月～9月の引継ぎ準備期間を経て、29年10月～30年3月の6か月間引継ぎ保育を実施し、30年4月に民営化となります。また、現在のところ、30年4月～6月の3か月間合同保育を行う予定となっています。

なお、運営事業者が決定した以降は、保護者の皆様の不安を解消するため、保護者と事業者、市による三者懇談会を定期的で開催していくことになっており、栄保育園でも、29年2月、5月、9月、11月、30年1月の計5回開催し、今後3月、5月の2回の開催予定です。

【民営化によって変わること・変わらないこと】

Q 7. 民営化するとどのような事業者が保育園を運営することになるのですか。

私立保育園（認可保育園）の運営事業者については社会福祉法人がほとんどですが、最近は株式会社や有限会社などの営利法人も多数参入しています。現在立川市においては私立保育園が 25 園ありますが、現在のところ 2 園を除いてはすべて社会福祉法人が運営しています。

民営化の事業者選考にあたっては、既存の保育を尊重した上で子どもの視点に立った安定した保育を継続してもらうということや、保護者からも「営利法人では利益追求になるのでは」との心配の声があったことなどを受け、応募対象を社会福祉法人に限定させていただきました。

このような形でこれまで 4 園（西砂保育園、見影橋保育園、江の島保育園、栄保育園）の事業者選考を行い、実績のある社会福祉法人に運営事業者になっていただいておりますので、今後実施する柴崎保育園においても対象を社会福祉法人に限定して運営事業者の公募を行っていきたいと考えています。

Q 8. 民営化後も認可保育園であることには変わりはないですか。保育園の名称もそのままですか。

運営主体が市から選定された社会福祉法人に移行しますので、改めて東京都に対して認可申請を行い、認可を得ることになりますが、他の保育園と同様、認可保育園であることには変わりありません。また、保育園の名称も市立保育園のときの名称で認可申請していただきますので、変更になることはありません。

Q 9. 民営化しても保育の質は確保されるのですか。

運営事業者の公募にあたっては、保育士の平均経験年数について一定の基準を設けているほか、園長についても経験者の配置を求めています。また、保育士等の配置人数についても立川市の基準に基づいて配置していただくことになります。

このように保育士の経験年数や配置人数については一定の基準を設けているため、保育の質が低下することはないと考えていますが、事業者には第三者による評価を実施することを義務付けているほか、市も園に立ち入って行う指導検査や巡回保育相談などで随時保育の状況を確認していきますので、ご心配はいらないと考えています。

Q 10. 市立保育園の保育方針等は引き継がれるのですか。

運営事業者には基本的に市立保育園の保育方針等を引き継いでいただきますが、運営事業者となる社会福祉法人としても保育に対しての考え方を持っていますので、将来的には保護者の皆様ともよく話をした上で、市立保育園の方針に運営事業者の方針を取り入れた、より良い保育方針等を打ち出して、園の運営を行っていただくように考えています。

Q 11. 保育料は変わるのですか。園服や体操着など新たな負担はありますか。

認可保育園の利用者負担額（保育料）については、市立保育園であっても私立保育園であっても前年の所得に基づいて市が決定し、徴収しますので、民営化によって利用者負担額が変わることはありません（利用者負担額自体の見直しがあった場合には変更になる場合があります）。

また、一部の私立保育園においては保護者の希望により園服や体操着などを購入する場合がありますが、民営化移行の際にはそういった追加費用が発生しないよう運営事業者に指導していきます。

Q 1 2. 入園・継続の申請手続きはどうなりますか。

認可保育園の入園・継続については、市立保育園であっても私立保育園であっても市が利用調整を行い、入園・継続の決定をしていますので、これまでと同様に市に対して手続きを行っていただくことになります。

Q 1 3. 縦割り保育などのクラス編成や各クラスの児童数は変わりませんか。

クラス編成や各クラスの児童数についても、基本的には市立保育園のときと同様に実施していただくことを考えています。ただし、入園してくる児童数が増減した場合や、園舎を改築して定員が増えたり、保育室の広さが変わったりした場合には、クラス編成等が変わってくることもあると思いますが、その場合でもあらかじめ保護者の皆様には十分説明をして理解を求めていくように指導していきます。

Q 1 4. 現在市立保育園で実施している行事等は継続されるのですか。

現在市立保育園で行っている行事等については、基本的に民営化後も継続して実施していただくことにしています。そのため、運営事業者決定後、民営化までの間に各行事等を見学していただき、実施内容や実施手順等を確認していただくようにしています。

ただし、将来的には事業者の考えでこれまでの行事をやめて新たな行事を実施したり、実施内容を部分的に変えたりすることはあると考えていますが、その場合には保護者の皆様の理解を求めてから行うよう指導していきます。

Q 1 5. 給食は自園での調理で変わりませんか。給食やおやつの食材・質・量についてはどうなりますか。

国の基準でも原則として自園での調理が義務付けられていることから、給食はこれまでと同様に施設内で調理されることになります。また、給食やおやつ（補食）は、「立川市保育園給食食材料調達要綱」に基づいて、食材・質・量のレベルを維持していただくことになります。

Q 1 6. アレルギーのある子どもの給食については、対応に変わりはありますか。

アレルギーのあるお子さんの給食等については、運営事業者と市の栄養士が引継ぎを十分に行い、これまでと同様に対応するよう指導していきます。

Q 1 7. 通常保育、延長保育の時間設定に変更はありませんか。

市立保育園の現在の通常保育の時間設定は 7:30～18:30（標準時間の場合）で、延長保育時間は 18:30～19:00 となっています（上砂保育園のみ 18:30～19:30）。

民営化にあたっては、延長保育時間を現在の 30 分から 1 時間以上に拡大していただくことを事業者には義務付けているため、民営化後は延長保育の時間帯が拡大されることになるほか（これまでに民営化した西砂保育園、見影橋保育園、江の島保育園、栄保育園では、延長保育時間を 1 時間に拡

大しています)、延長保育の時間設定によっては、通常保育の時間も変更される場合があります。今までの民営化園の中では栄保育園の通常保育時間が変更になり、7:15~18:15になります。

延長保育および通常保育の時間設定については、三者懇談会等での保護者の皆様の意見を踏まえた上で、最終的には事業者が決定することになりますが、通常保育時間も変更になり（例えば7:15~18:15になった場合）、これまでは通常保育の時間内で延長保育料がかからなかった時間帯が生じた場合は（前記の例では18:15~18:30）、民営化時の在園児が卒園するまでは、その時間帯（18:15~18:30）についてのみ延長保育料を免除するような措置を事業者に講じていただくことになります。栄保育園では、通常保育の時間が変更になったことから、延長保育時間も18:15~19:15となりましたが、民営化前から在籍しているお子さんについては、民営化前と同じ時刻まででの利用であれば、卒園まで延長保育料が変わらないような措置を事業者に講じてもらいました。

【職員の配置・体制等】

Q 1 8. 保育士の配置人数は変わりませんか。園児の定員が増えた場合は、保育士も増員されるのですか。

保育士の配置人数については、0歳児3人に対して1人、1歳児5人に対して1人など、児童の年齢に応じた立川市の基準に基づいて配置されることとなりますので、民営化しても現在と大きく変わることはありません。

したがって、改築等を行い、園児の定員が増えた場合についても立川市の基準に基づいて保育士の配置人数が増えることになります。

Q 1 9. 保育士の年齢や経験年数はどの程度になるのですか。園長は経験豊かな職員が配置されますか。

運営事業者の公募にあたっては保育士の年齢は特に問いませんが、質の高い職員が配置されるように、保育士としての経験年数等について一定の基準を設けているほか、経験年数が基準年数を上回る場合には事業者選考の審査において加点することとしています。

また、園長についても、これまでに他の保育園において園長経験があることを要件としているため、園の運営について十分な経験を積んだ方が配置されるものと考えています。

Q 2 0. 市立保育園と同様、保育士のほかに、看護師や栄養士など専門の資格を持つ職員は配置されますか。

運営事業者の公募にあたっては、市立保育園と同様に、保健師または看護師1名と栄養士1名の配置を事業者に求めていますので、必ず資格を持った職員が配置されることとなります。

なお、保健師または看護師及び栄養士については、市の看護師・栄養士と十分な引継ぎを行っていただき、病気や障害のあるお子さんやアレルギーのあるお子さんについても、これまでと同様の対応をするよう求めています。

Q 2 1. 障害のある子どもの受け入れとそれに対する職員体制はどのようなになりますか。

障害のあるお子さんの受け入れについては、職員体制を整えるため市から補助金が支給される仕

組みになっていますので、民営化後も市立保育園と同様に積極的に受け入れていただくよう協力を求めています。

Q 2 2. 運営事業者の職員研修についてはどのように実施されるのですか。

運営事業者の職員研修については、事業者が研修計画を立て、それに基づいて実施していただくことになりますが、市としても研修の機会を提供するなど、人材育成に対する支援を行っていきます。

Q 2 3. 民営化した市立保育園の職員はどうなるのですか。

民営化する市立保育園に勤務していた職員のうち、正規職員については人事異動により他の市立保育園で保育業務（退職者の補充、産休・育休職員の代替要員等）や子育て支援業務に携わるようになります。なお、民営化後の「合同保育」に携わる園長等と保育士（原則3名）は、合同保育終了後、他の市立保育園に勤務することになります。

また、嘱託職員や臨時職員については市と1年以内の期間で雇用契約を結んでいるため、民営化前の3月31日までに雇用契約が切れることとなりますが、本人との話し合いによりその処遇を決めることとなります。

【民営化による影響や不安への対応】

Q 2 4. 民営化する場合の子どもたちへの影響や保護者の不安に対して、どのような対応策を考えていますか。

民営化する場合、保育者が市の職員から運営事業者の職員に変わりますので、子どもたちへの影響が大きいと考えていますが、その部分については、民営化前に実施する「引継ぎ保育」や民営化後の「合同保育」において、事業者と市の保育士と一緒に保育を行い、子どもたちの状況を引き継ぐとともに、十分な意思疎通を図っていくことにしています。

一方、保護者の皆様の不安も大きいと思われますので、Q 2 6の回答のとおり、保護者と事業者、市による三者懇談会を定期的を開催するほか、「民営化だより」の発行や保育課内に民営化相談窓口を設置するなどして、不安の解消を図っていきます。

Q 2 5. 「引き継ぎ保育」や「合同保育」の実施期間や実施内容、体制等について教えてください。

民営化前に実施する「引継ぎ保育」は、運営事業者と市の保育士と一緒に保育を行うもので、事業者の園長予定者のほか、主任保育士とクラス担任保育士の予定者が園に入り、子どもたちの状況や保育の内容について引き継ぎを行います。実施期間は原則として6か月間で、平成30年4月に民営化予定の栄保育園では、平成29年10月～30年3月の期間で引継ぎ保育を行っています。

一方、「合同保育」は、民営化後の保育について市がお手伝いをしていくもので、市立保育園の園長または副園長のうち1名と乳児・幼児の担当であった保育士各1名（計3名）が園に残って、事業者の保育をサポートしていきます。実施期間は原則として3か月間ですが、子どもたちが慣れない状況や特別な事情があれば最長1年間まで延長します。

引継ぎ保育、合同保育においては、個々の子どもの性質・体質や健康状態、配慮してきた家族の状況もていねいに引き継いでいきます。

Q 2 6. 「三者懇談会」はどのくらいの頻度で開催し、どのような内容の話し合いを行うのですか。

三者懇談会については運営事業者の決定後から随時開催していくこととなりますが、まず第1回の懇談会では決定した事業者の紹介と事業者選考の経過、今後実施する「引継ぎ保育」の概要などについてご説明し、第2回の懇談会で、事業者の保育方針や内容等の説明、引継ぎ保育等の具体的なスケジュールなどをお話しさせていただくことになります。

その後は引継ぎ保育が始まる直前から「合同保育」が終わるまでの間、2か月に1回程度の頻度で懇談会を開催し、引継ぎ保育に入る事業者の職員の紹介、引継ぎ保育や合同保育の実施体制などについて説明させていただくほか、引継ぎ保育の実施状況や子どもたちのようす、保護者として不安に思っていることなどについて、皆様と懇談をさせていただきます。

Q 2 7. 引継ぎ保育期間中の子どもたちのようすなどを、これまでの事例を基に教えてください。

栄保育園(30年4月民営化予定)で平成29年11月と30年1月に開催した三者懇談会において、子どもたちの園でのようすや家庭でのようすについて、事業者と市、保護者の皆様からお話がありましたので、主な内容をご紹介します。

(園でのようす)

- 引継ぎ保育が始まった当初は様子を見ている子もいたが、そのうちに信頼できる相手だと認識した様子が伺え、民営化法人の保育士も、栄保育園の保育士と同じように受け入れられている(平成29年11月)
- 民営化法人職員が日々のお世話に入っていく中でも、抵抗がない状態になっており、今後も良い関係づくりに努めていく(平成30年1月)

(家庭でのようす)

- 子どもが新しい先生の名前を憶えて、家庭で保育園の様子を話してくれるなど、子どもは順応性が高いと感じていると、保護者から話があった(平成29年11月)

【事業者の選考、運営状況等の確認】

Q 2 8. 運営事業者の選考方法を具体的に教えてください。

民営化する市立保育園を運営する事業者については、募集要項を作成し、保育園の運営実績のある社会福祉法人を対象に公募します。そして、事業者選考委員会を設置してプロポーザル(企画提案)方式による審査を行い、その結果に基づいて決定します。

審査については、まず始めに応募事業者から提出された事業計画書や財務関係書類等に基づいた第1次審査(書類審査)を行い、3者程度に絞ります。次に第2次審査として、第1次審査を通過した事業者を対象に、プレゼンテーションと選考委員によるヒアリングを実施するほか、各事業者が運営する保育園の見学も行い、総合的に評価して運営事業者を決定します。

Q 2 9 . 事業者選考委員会の所掌事項や委員の構成について教えてください。

事業者選考委員会は、民営化後の保育園の運営等を行う事業者の選考について、公正かつ公平に行うために設置するもので、事業者選考のための審査（第1次審査・第2次審査）を行うほか、審査基準の検討等も行います。

選考委員会は6名で構成され、保育に関する学識経験を有する方（1名）と公認会計士又は税理士その他これに準ずる方（1名）、市内の認可保育園の園長を経験された方（1名）のほか、民営化する保育園に通う児童の保護者についても3名の方に加わっていただきます。なお、市の職員は事務局として会議には出席しますが、審査には加わりません。

Q 3 0 . 事業者選考の審査基準等は、どのようになっているのですか。

審査基準については事務局である市が案を提示しますが、最終的には事業者選考委員会の中で協議していただいて決定します。

平成28年度に行った栄保育園の選考を例にして申し上げますと、第1次審査（書類審査）においては、財務状況など法人の経営に関する事項や、法人が運営する保育園の運営状況や保育内容のほか、栄保育園における運営・保育計画、職員配置の計画、民営化に伴う引継ぎ計画、施設整備（改築）の考え方などを主な審査項目としました。また、第2次審査のプレゼンテーションを含むヒアリング審査では、保育園運営に対する法人の考え方や取り組みの妥当性、栄保育園の運営・保育計画等の実現性、施設長予定者等の資質・姿勢などについて審査をしています。さらに、第2次審査の一つである実地審査（事業者の運営する保育園の見学）においては、施設内外の保育環境のほか、現場での保育への取り組みや子どもたちのようす、保育士の状況、給食に対する取り組み、健康管理・衛生管理などについて確認・審査を行っています。

Q 3 1 . 民営化後の事業者の運営状況については、どのように確認し、指導していくのですか。

Q 9 でもお答えしているように、立川市では私立保育園も含めて、市の職員が定期的に指導検査や巡回保育相談を行って運営状況や保育内容等の確認を行い、市の基準が遵守されていない場合や保育内容に問題がある場合は、改善計画および改善報告の提出を求めます。さらに、保護者から通報があった場合など、保育内容等についての問題が発生したときは、園長等から事実確認をした上で必要に応じて改善を求めています。

また、民営化にあたっては第三者評価を実施して保育内容の充実に努めることを義務付けており、評価結果については「とうきょう福祉ナビゲーション（通称：福ナビ）」のサイトで公表されるほか、市への提出も求めていますので、こうした結果を基に指導を行っていくことになります。

Q 3 2 . 運営事業者については、一定の期間を経過すると改めて事業者選考を行うのですか。

保育園を民営化する場合、設置者も運営者も民間事業者になり、職員も運営者に雇用される者になる「民設民営化」、設置者は公（区市町村）ですが、職員は運営者である民間事業者には雇用される者で、業務委託の一種である「民間委託（公設民営化）」、委託契約では公にある管理権限が民間事業者委任される「指定管理者制度（公設民営化）」の3つの手法がありますが、立川市の民営化は「民設民営化」となっています。

民間委託や指定管理者制度の場合、期間の長短はありますが有期の契約（指定管理者制度では協定）になりますので、期間満了後は改めて選考等を行い、運営事業者が変わることもありますが、民設民営化の場合は、基本的には改めて事業者選考を行うことはありません。

【園舎の改築、移転】

Q 3 3. 民営化移行後に園舎を改築するとのことですが、いつごろ行われるのですか。

民営化を予定している市立保育園については老朽化が進んでいるため、事業者選考時に提案のあった考え方に基づいて、民営化後3年以内に園舎を改築していただくことになっています。

なお、園舎の改築については、民営化後そのまましばらく同じ園舎で運営し、子どもたちが落ち着いた後と考えており、特別な事情がなければ民営化の翌年度頃から開始されることを想定しています。

Q 3 4. 園舎改築時には仮設園舎に移ることになるとと思いますが、仮設園舎はどこに建てられるのですか。

改築時には運営事業者が仮設園舎を建てることになりますが、仮設園舎の用地は市が無償貸与することになっており、敷地内が難しい場合は現園舎からなるべく近いところで、仮設園舎の設置に支障のない市有地を提供することになります。

市街地等では近くに適当な場所が見つからない現状がありますので、保護者の皆様の利便性等も考慮し、スペース的に可能な場合は、原則として現園舎の園庭等に設置させていただければと考えています。

Q 3 5. 新園舎になると定員は増えるのですか。

保育需要が高まる中、立川市でも平成29年4月1日現在で144人の待機児童が発生していることから、保育園の新設や増改築を順次進めているところです。

民営化事業については待機児童の解消を図ることも実施目的の一つと考えており、運営事業者の公募にあたっては、園舎の改築を行う際に定員を30人程度増やしていただくことを義務付けていますので、新園舎が開設される際には園児が増えることになります。

Q 3 6. 改築をし、定員が増えると保育室等の1人あたりの面積が狭くなってしまうのですか。

乳児室やほふく室、保育室の面積については、年齢に応じた1人あたりの基準面積が決められているため、定員が増えればその人数分、必要面積も増えることになりますので、1人あたりの面積が狭くなってしまうことはありません。

Q 3 7. 移転の際に家庭保育をしなければならない期間が生じますか。

仮設園舎への移転、または新園舎への移転の際に、家庭保育をお願いするというようなことはないと考えています。平成27年度に大規模改修を行った市立中砂保育園が仮設園舎へ移転する際に移転日が土曜日であったため、その日1日については「家庭保育が可能な方はご協力お願いします」という依頼はしましたが、その場合も家庭保育ができない方についてはお預かりしました。

民営化後の移転については運営事業者が行うことになりますが、平日に移転するということはありませんし、基本的に預からないということもありませんので、ご安心ください。ただし、移転にあたって、「個人の荷物を一時持ち帰ってください」などのご協力をお願いすることになると思います。